

北茨城市障害福祉計画[第5期]
北茨城市障害児福祉計画[第1期]

(平成30年度～平成32年度)



北茨城市
平成30年3月

北茨城市障害福祉計画[第5期]目次

第1章 障害福祉計画の概要	3
第1節 計画策定の趣旨	3
1 第5期障害福祉計画策定の目的	3
第2節 計画の位置付け	4
1 計画策定の根拠となる法令	4
2 北茨城市の計画との関係	4
第3節 計画の策定体制	5
第4節 計画の進行体制	6
第2章 障害福祉計画策定の基本的な考え方	7
第1節 基本理念	7
第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	8
第3節 相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方	9
第3章 障害者・障害児の状況	11
第1節 障害者手帳の交付者数	11
1 身体障害者の状況	11
2 知的障害者の状況	12
3 精神障害者の状況	13
4 難病患者等の状況	14
5 障害児の状況	14
第2節 障害支援区分の認定状況	15
第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	16
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	16
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
第3節 地域生活支援拠点等の整備	18
第4節 福祉施設から一般就労への移行等の目標	18
第5章 障害福祉サービス等の見込量	19
第1節 障害福祉サービスの見込及び確保のための方策	19
1 訪問系サービス	19
2 日中活動系サービス	20

3	居住系サービス	23
4	相談支援	24
第2節	地域生活支援事業の実施について	25
1	理解促進研修・啓発事業	25
2	自発的活動支援事業	25
3	相談支援事業	26
4	成年後見制度利用支援事業	26
5	成年後見制度法人後見支援事業	27
6	意思疎通支援事業	28
7	日常生活用具給付等事業	28
8	手話奉仕員養成研修事業	29
9	移動支援事業	30
10	地域活動支援センター	30
11	訪問入浴サービス事業	31
12	日中一時支援事業	32
13	その他の任意事業	32
第6章	障害児福祉計画の概要	34
第1節	計画策定の趣旨	34
1	第1期障害児福祉計画策定の目的	34
第2節	計画の位置付け	34
1	計画策定の根拠となる法令	34
2	北茨城市の計画との関係	34
第3節	計画の策定体制	35
第7章	障害児福祉計画の基本的な考え方	36
第1節	基本理念	36
第2節	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	36
第3節	障害児相談支援等の提供体制確保に関する基本的な考え方	37
第8章	障害児支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	38
第9章	障害福祉サービス等の見込量	39

参考資料

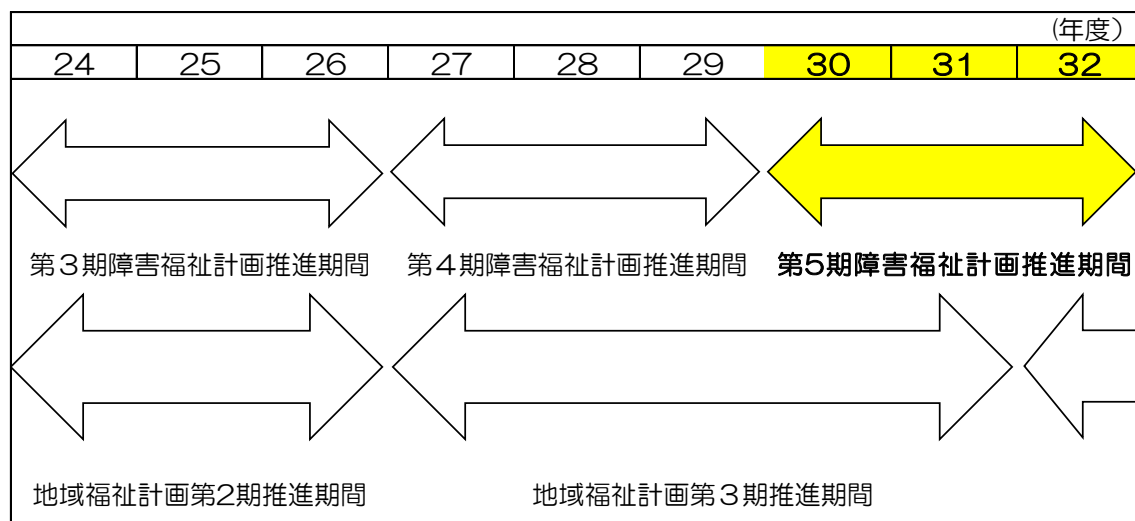
第1章 障害福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1. 第5期障害福祉計画策定の目的

本計画は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る数値目標やサービス見込量を定めています。推進期間は、3年を1期としており、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第1期障害福祉計画、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期障害福祉計画、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第4期障害福祉計画を策定し、推進してきました。5期計画は、これまでの計画目標の達成状況の評価や課題を踏まえ、平成30年度から平成32年度までを推進期間として策定します。

なお、障害者総合支援法の改正があった場合、計画期間中においても見直し等の対応が必要となることも考えられます。



第2節 計画の位置付け

1. 計画策定の根拠となる法令

障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」をふまえ、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき市町村が策定するものです。

障害者基本法 第11条第3項

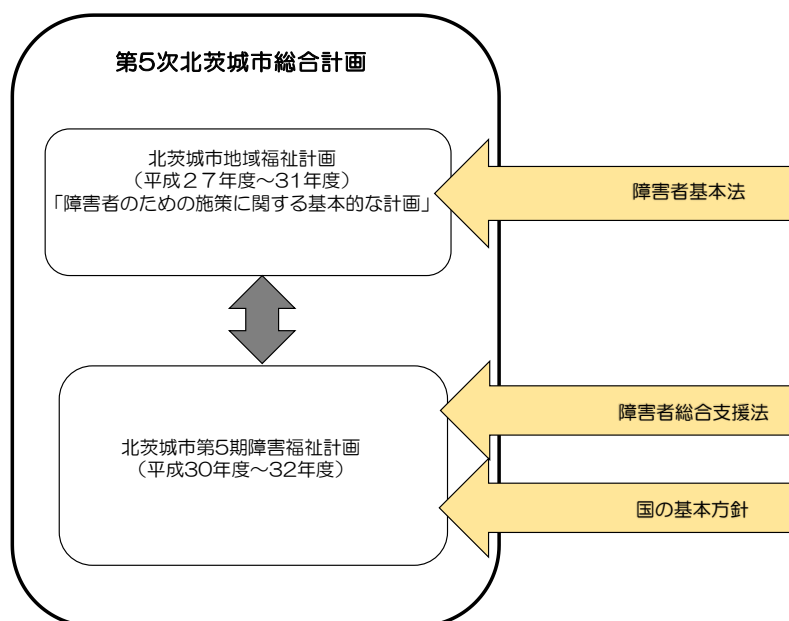
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 北茨城市の計画との関係

5期計画は、福祉関係施策を総合的に推進するための北茨城市地域福祉計画第4期の基本理念等と整合性を図り、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和の保たれたかたちで策定します。



第3節 計画の策定体制

5期計画の策定にあたっては、以下の体制で行いました。

北茨城市障害福祉計画（第5期）は、事業者、福祉、保健、雇用・就労、教育の各担当者を委員とした北茨城市地域自立支援協議会で意見を聴取し、内容に反映させました。

また、身体・療育・精神の各種障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、北茨城市難病見舞金を受給されている方の中から年齢18歳以上の方900名を無作為に抽出し、郵送により生活状況及びサービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査概要】

○障害者

- ・調査期間：平成29年12月～平成30年1月
- ・調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、北茨城市難病見舞金受給者の中から無作為に抽出した900人
- ・調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）
- ・回収結果：回収数402票（回収率44.67%）（平成30年3月1日現在）

○障害福祉サービス事業所

- ・調査期間：平成29年12月～平成30年1月
- ・調査対象：市内の障害福祉サービス提供事業所 計16事業所
- ・調査方法：郵送による配布、回収。
- ・回収結果：回収数15票（回収率93.75%）（平成30年3月1日現在）

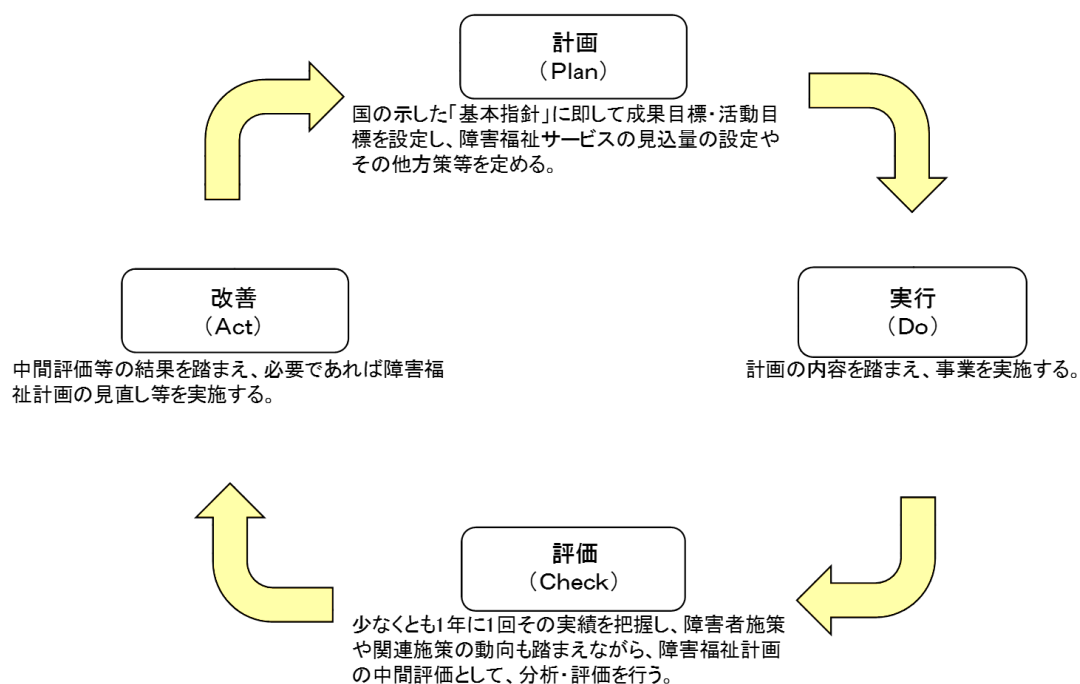
第4節 計画の進行体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要であると認めるときは、計画の内容変更や、事業の見直し等の措置を講じていきます（PDCAサイクル）。中間評価については、北茨城地域自立支援協議会を中心に関係機関の意見を聴取する等し、その結果について公表することに努めます。

※「PDCAサイクルとは」

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

〈障害福祉計画におけるPDCAサイクルの実施状況イメージ〉



第2章 障害福祉計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 市を基本とした身近な実施体制と、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、障害種別を問わず必要とするサービスの提供を受けられる体制の整備を進めます。

また、発達障害及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていること、難病患者等が給付の対象に加えられたことをふまえ、引き続き周知を図ります。

3. 施設入所等からの地域生活移行や、就労地域継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等について、北茨城市地域自立支援協議会が中心となって協議・検討し、地域の社会資源を最大限に活用しながら、提供体制の整備を進めます。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活移行を促進するにあたり、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた整備

全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を必要とする方への包括的・総合的な支援体制の整備を進めます。

第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 必要とされる訪問系サービスの保障

障害種別を問わず、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、及び重度障害者等包括支援をいう。）の提供が安定して確保されるよう、内容の充実・向上に取り組みます。

2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）について、供給量の安定、内容の充実に努めます。

3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームのサービスが利用できるよう充実を図るとともに、個々の状況に応じて、自立生活援助及び地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進し、入所等からの円滑な地域生活への移行を促進します。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、各機能を集約したグループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点である地域生活支援拠点の整備に努めます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業の活用により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、一般就労の定着に努めます。

第3節 相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方

1. 相談支援体制の構築

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供が安定的に確保されるとともに、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持ったサービス等が提供されるよう総合的に支援する相談支援体制の構築が不可欠です。これらを効果的に進めるために、機関相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保し、その機能を有効に活用するよう働きかけを行います。また、相談支援事業所等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

サービス等利用計画の作成や当該計画のモニタリングを通じ、地域生活への移行のための支援のための支援に係るニーズが顕在化することとも考えられることから、障害者支援施設入所者や精神科病院に入院している障害者の数等を勘案し、計画的に地域に移行できるようサービス提供体制の確保を図ります。

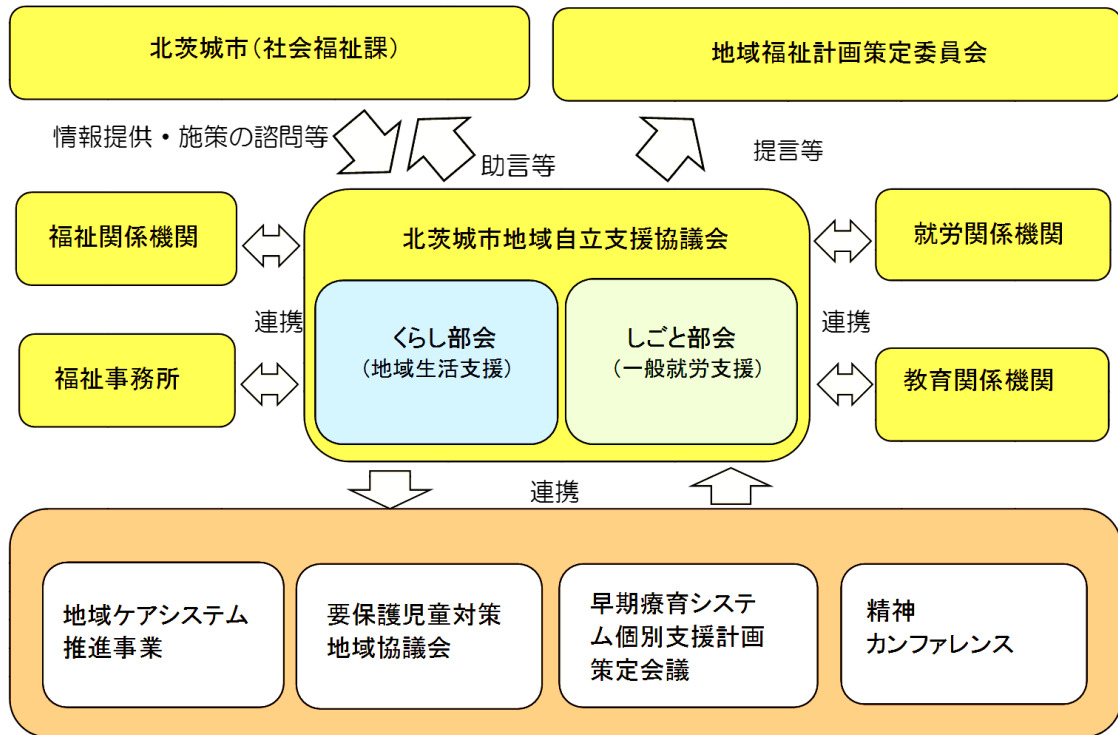
3. 発達障害者等に関する支援

発達障害者支援法に基づき、発達障害があり、障害及び社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により日常生活又は社会生活に制限を受けることのないよう、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関や県に設置されている発達障害者支援センターの連携し支援を行います。また、発達障害児が早期の発達支援を受けられるよう、市役所健康づくり支援課、社会福祉課、幼稚園・保育所、学校等の連携を密にします。

北茨城市では、北茨城市地域自立支援協議会（以下、協議会という。）を中心に、北茨城市地域ケアシステム推進事業、指定相談支援事業者等その他の関係機関等と連携強化を図っていくとともに、障害児に対する支援拡充の観点から、教育委員会、特別支援学校との情報交換等を日頃からこまめに行い、広範な支援体制の確立に努めます。

このうち協議会は、平成24年4月より法定化され、相談支援体制の中核的存在として、障害者等が直面する様々な問題等について積極的な関与が求められています。これに即して北茨城市では、平成24年度に、くらし部会（地域生活支援）、しごと部会（一般就労支援）という二つの専門部会を設置しました。この専門部会の中で、多分野・他職種の関係機関と情報の共有、課題の整理、検討、評価等を行い、地域支援体制の強化を図ります。

北茨城市における障害者支援体制



第3章 障害者・障害児の状況

第1節 障害者手帳の交付状況

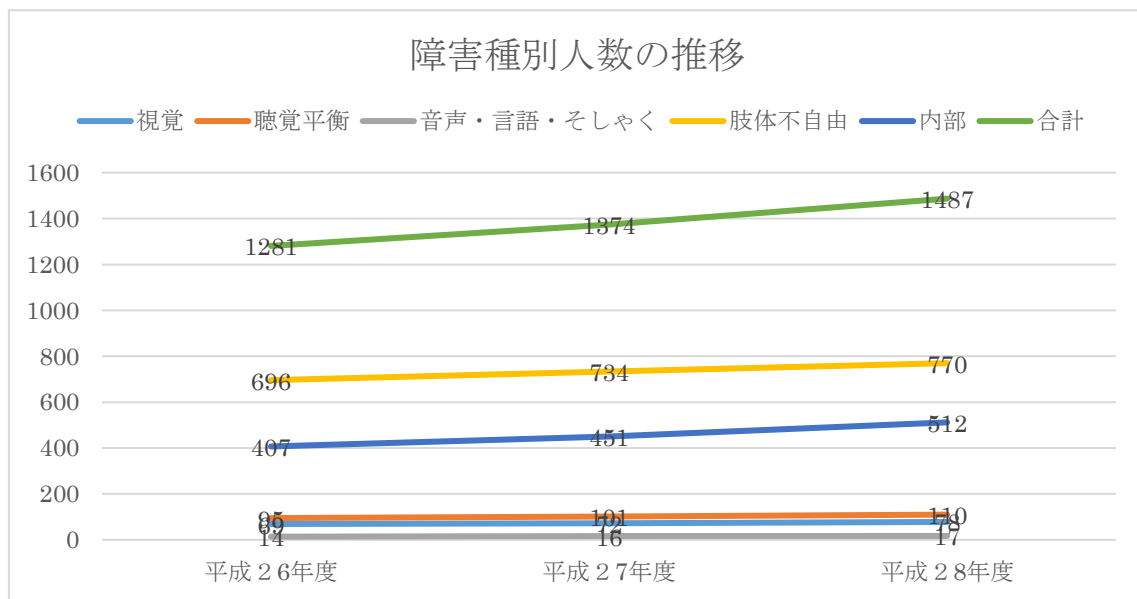
1. 身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は、平成28年度末時点で、1,487人となっており、平成26年度末と比較すると206人増となっています。障害種別では肢体不自由が770人と最も多く、全体の約52%を占めています。次いで、内部障害512人、聴覚・平衡機能障害が110人、視覚障害が78人、音声・言語・そしゃく機能障害が17人となっています。

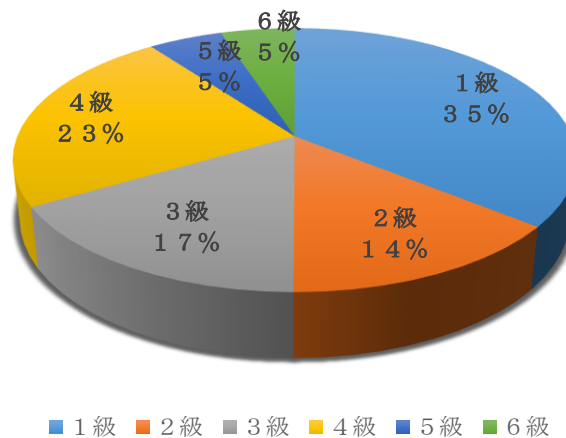
障害別数の推移

(各年度末 単位：人)

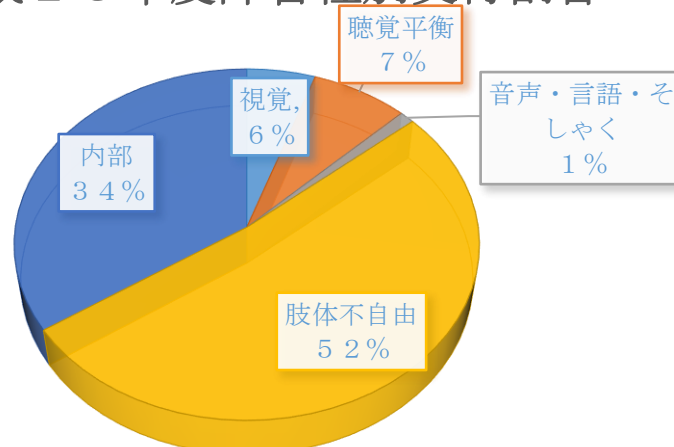
	視覚	聴覚平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	合計
平成26年度	69	95	14	696	407	1281
平成27年度	72	101	16	734	451	1374
平成28年度	78	110	17	770	512	1487



平成28年度等級別交付割合



平成28年度障害種別交付割合



2. 知的障害者の状況

療育手帳の交付を受けている方は、平成28年度末の時点で366人となっており、平成26年度末と比較すると10人増となっています。

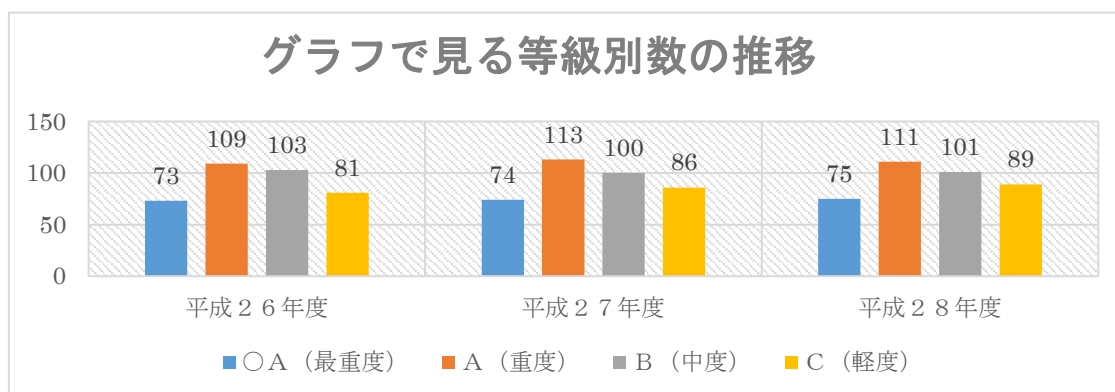
等級別ではA（重度）が最も多く111人、次いでB（中度）が101人、C（軽度）が89人、OA（最重度）が75人となっています。

等級別数の推移

（各年度末 単位：人）

	OA（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
平成26年度	73	109	103	81	366
平成27年度	74	113	100	86	373
平成28年度	75	111	101	89	376

グラフで見る等級別交付者数の推移



3. 精神障害者の状況

精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方は、平成28年度末時点で、242人となっており、平成26年度と比較すると40人増となっております。

等級別では2級が最も多く、134人、次いで3級が80人、1級が28人となっています。

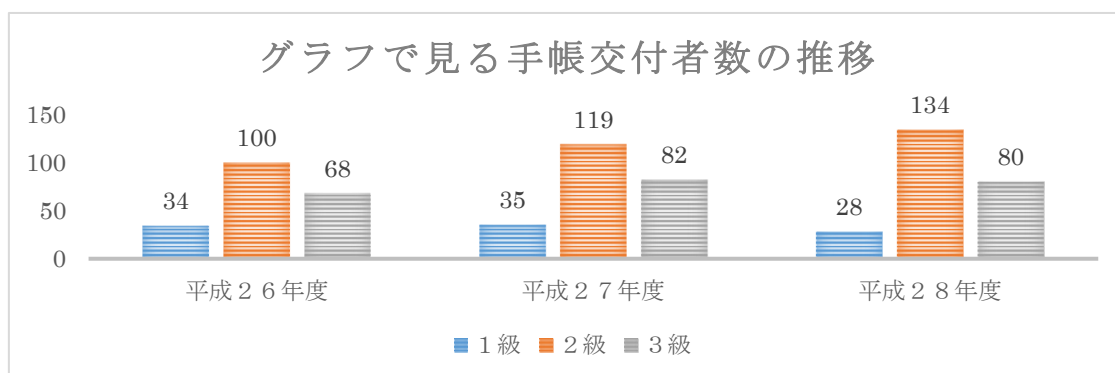
また、自立支援医療（精神通院）受給者証の利用者は、平成28年度末時点で52人となっており、年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移

（各年度末 単位：人）

	1 級	2 級	3 級	合計
平成 26 年度	34	100	68	202
平成 27 年度	35	119	82	236
平成 28 年度	28	134	80	242

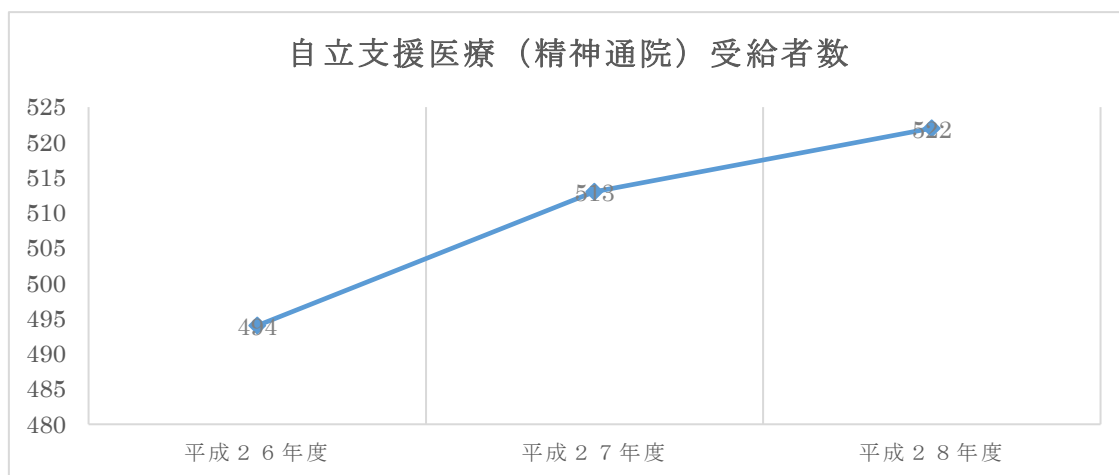
グラフで見る等級別交付者数の推移



自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 (各年度末 単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援医療（精神通院）受給者数	494	513	522

グラフで見る自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



4. 難病患者等の状況

市内で一般特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方 (単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般特定疾患医療費受給者証交付者数	293	303	308	271

5. 障害児の状況

現在市内には特別支援学校が1校設置されています。また、11校の小学校のうち、8校、5校の中学校のうち、5校に特別支援学級が設置されています。

市内の特別支援学校へ在籍している児童・生徒数 (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学部	22	22	29
中学部	26	13	16
高等部	10	14	20

特別支援学級に在籍している児童・生徒数 (単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	46	42	42
中学校	20	21	17

未就学児で療育指導を受けた者の人数

(単位：人)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
33	26	26

※平成 29 年度は 3 月 12 日現在の人数です。

第 2 節 障害支援区分の認定状況

1. 障害支援区分認定の状況

障害支援区分では、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定しています。

障害支援区分認定者数

(各年度末 単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
平成26年度	1	15	13	9	16	22	0	76
平成27年度	6	19	11	18	8	15	0	77
平成28年度	4	14	10	12	9	5	0	54
合 計	11	48	34	39	33	42	0	207

第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

第5期計画では、国の基本指針が見直され、平成25年度末時点での施設入所者のうち12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとされていた目標が、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行すると変更されました。

北茨城市の平成28年度末時点での施設入所者数は74人でしたので、その9%に当たる7人が平成32年度末までに地域生活へ移行する目標値となります。また、平成29年度末までの数値目標が達成されないで見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における施設入所者の地域生活への移行目標値に加えた割合以上を目標値とするという指針に基づき、25人（平成29年度末までに未達成と見込まれる割合）を加えた32人を地域生活へ移行する目標値とします。

平成32年度末の時点における施設入所からの地域移行目標	32人
-----------------------------	-----

2. 施設入所者の退所目標

第5期計画では、国の基本指針が見直され、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上が平成29年度末までに削減することとされていた目標が、平成28年度末時点の施設入所者の2パーセント以上を削減すると変更されました。

北茨城市の平成28年度末時点での施設入所者は74人でしたので、その2%に当たる2人が平成32年度末までに退所する目標値となります。また、平成29年度末までの数値目標が達成されないで見込まれる場合は、未達成割合を施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とするという指針に基づき、5人（4期計画で設定された平成29年度末の施設入所者数に対して未達成と見込まれる割合）を加えた7人を施設入所者の削減目標とし、平成32年度末の時点における施設入所者数を67人とします。

平成29年度末の時点における施設入所者数	67人
----------------------	-----

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画では、国の基本指針が見直され、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、平成32年度末における精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）について、当該数値に係る新たな目標を設定することが示されました。

1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標

第5期計画では、平成32年度末までに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

上記の内容については、都道府県で設定されます。

2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置目標

第5期計画では、平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること示されました。なお、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいと明記されています。これに対し、既存の協議会やその専門部会などにおいて協議の場をつくることを目標とします。

3. 精神病床における1年以上長期入院患者数目標

- ・平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数
- ・平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数

上記の目標内容については、都道府県で設定されます。

4. 精神病床における早期退院率

- ・平成32年度における入院後3か月経過時点の退院率を69%以上とする。
- ・平成32年度における入院後6か月経過時点の退院率を84%以上とする。
- ・平成32年度における入院後1年経過時点の退院率を90%以上とする。

上記の内容については、都道府県で設定されます。

第3節 地域生活支援拠点等の整備

国の指針に基づき、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は、各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを目標とします。

平成32年度末時点の目標値

1か所

第4節 福祉施設から一般就労への移行等の目標

1. 福祉施設から一般就労への移行促進

第5期計画では、国の指針が見直され、平成29年度中に平成24年度実績の2倍以上が福祉施設から一般就労へ移行するとされていた目標が、平成28年度実績の1.5倍の人数が平成32年度末に一般就労へ移行するという目標に変更されました。

北茨城市における平成28年度の一般就労への移行実績は2人となっております。そのため、平成32年度末には3人が一般就労へ移行されることを目標とします。

平成32年度末時点における一般就労移行者数

3人

2. 就労移行支援事業の利用者数

第5期計画では国の指針が見直され、平成28年度末における福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用し、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にする目標とします。

平成28年度末における就労移行支援事業の利用者は22人でしたので、平成32年度末時点における就労移行支援事業の利用者は27人とすることを目標とします。

平成32年度末時点における就労移行支援利用者数

27人

3. 就労定着支援利用者の1年後職場定着率

第5期計画では障害者の一般就労への定着が重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にする目標とします。

※「福祉施設」の範囲とは、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する事業所です。

※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指します。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービスの見込及び確保のための方策

本項目では、障害福祉サービス別に現状と課題を明らかにし、国が定める基本指針に即して、平成32年度の数値目標を設定し、それを確保するための方策及び今後の課題等について整理します。

1. 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです（通院等の介助も含まれます）。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害者が外出する際に同行し、移動補助を行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が常に困難で介護が必要な方に、行動時の介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
重度障害者包括支援	常に介護が必要な方のうち、特にその必要度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、在宅で暮らす障害者等の日常生活を支援するサービスであることはもちろんですが、同居等の家族の負担軽減という側面も併せ持つ重要なサービスです。

今後、施設入所者や長期入院中の精神障害者の地域生活への移行が進むにつれ利用者数が増加すると見込まれます。また、利用者ニーズの多様化や介護者の高齢化等に伴い、一人当たりの利用時間（日数含む）数も増加が見込まれます。

各年度の見込み量と確保に関する方策

サービスの利用量は、障害の程度、居住する地域、支援者の有無及び家族構成等により様々ですので、今後ともニーズを把握して適正な支給量の確保に努めます。

市内には、平成29年10月の時点で6つの居宅介護事業所があり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、十分な供給量を確保しています。しかし、重度障害者包括支援を提供できる事業所がないことから、4期計画に引き続き、同サービスを提供できる事業所の確保に努めていきます。また、国の指針により、訪問系サービスの見込量はまとめて見込むとされているため、訪問系サービス全てを合わせた見込量となっています。

【訪問系サービスの実績と見込】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	計画	実利用人数（人／月）	30	35	40	※訪問系サービス全体の見込み		
		利用量（時間／月）	374	414	483			
	実績	実利用人数（人／月）	26	27	28			
		利用量（時間／月）	404	464	493			
重度訪問介護	計画	実利用人数（人／月）	1	2	3			
		利用量（時間／月）	130	260	390			
	実績	実利用人数（人／月）	0	1	1			
		利用量（時間／月）	0	8	9			
同行援護	計画	実利用人数（人／月）	2	2	4		実利用人数 59人/月	実利用人数 63人/月
		利用量（時間／月）	14	21	28			
	実績	実利用人数（人／月）	2	3	2		実利用人数 63人/月	実利用人数 67人/月
		利用量（時間／月）	6	11	11		利用量 1,434時間/月	利用量 1,524時間/月
行動援護	計画	実利用人数（人／月）	1	2	3			
		利用量（時間／月）	40	80	120			
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0			
		利用量（時間／月）	0	0	0			
重度障害者包括支援	計画	実利用人数（人／月）	0	0	1			
		利用量（時間／月）	0	0	250			
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0			
		利用量（時間／月）	0	0	0			

※平成29年度実績は10月末現在の月平均の数。

2. 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入所や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体に障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービス。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービスです。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般企業等へ就労をした方が、就労に伴う環境変化により、生活リズムの調整や家計の管理などの問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導・助言などするサービスです。平成30年度より開始予定。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などで障害者等の介護が出来ない場合、短期間施設へ入所するサービスです。

現状と課題

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（B型）の実利用者数が増加傾向にあります。就労継続支援（A型）については、近隣のサービス提供事業所が増加したこと、一般就労に向けて取り組もうとする障害者が増えたこと等により、実績が4期計画での見込値を上回っています。しかしながら、市内に就労継続支援（A型）提供事業所はなく、安定的なサービス供給についての今後の取り組みが重要な課題となっております。

※以下の各表について、平成29年度の実績は10月末の数。「人／日」は「(月間の実利用人員) × (1人1か月あたりの平均利用日数)」を指す。

各年度の見込み量と確保に関する方策

生活介護、自立訓練（生活訓練）、及び就労移行支援については、特別支援学校卒業見込者数や施設利用待機者等の新規利用者等を踏まえて設定しました。また、平成30年4月から新設される就労定着支援については、一般就労を継続し社会生活を安定させるため非常に重要なサービスです。

短期入所は、在宅で暮らす障害者等を介護する家族等の負担を軽減するだけでなく、施設入所の利用を検討する障害者等にとっても、施設での生活に慣れることができる貴重な機会となっております。支給決定を受けているものの、実際の利用に繋がっていない事例も未だに多く見受けられますが、利用の需要は増加傾向にあります。一方で、強度行動障害など高度な支援を要する方を受け入れられる事業所は、いまだ近隣で少ない現状があります。利用者の精神的な負担を軽減するためにも、当該サービスを日中活動系のサービスとともに提供している事業所への通所を試みることができるよう、環境づくりや、サービス提供事業所の整備、支援員の養成に努めます。

【日中活動系サービスの実績と見込】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	計画	実利用人数（人／月）	111	117	123	110	113	116
		利用量（人日／月）	2,217	2,336	2,456	2,530	2,599	2,688
	実績	実利用人数（人／月）	98	99	101			
		利用量（人日／月）	1,927	1,946	1,996			
自立訓練 （機能訓練）	計画	実利用人数（人／月）	1	1	1	1	2	3
		利用量（人日／月）	23	23	23	23	46	69
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0			
		利用量（人日／月）	0	0	0			
自立訓練 （生活訓練）	計画	実利用人数（人／月）	14	17	21	6	8	10
		利用量（人日／月）	236	287	354	138	184	230
	実績	実利用人数（人／月）	8	6	4			
		利用量（人日／月）	69	52	60			
就労移行支援	計画	実利用人数（人／月）	20	22	24	26	31	36
		利用量（人日／月）	400	440	480	598	713	828
	実績	実利用人数（人／月）	23	20	15			
		利用量（人日／月）	404	334	247			
就労継続支援 （A型）	計画	実利用人数（人／月）	1	1	1	6	10	14
		利用量（人日／月）	23	23	23	138	230	322
	実績	実利用人数（人／月）	0	2	4			
		利用量（人日／月）	0	19	66			
就労継続支援 （B型）	計画	実利用人数（人／月）	42	50	60	60	68	76
		利用量（人日／月）	798	950	1,140	1,380	1,564	1,748
	実績	実利用人数（人／月）	42	48	55			
		利用量（人日／月）	750	892	1,013			
療養介護	計画	実利用人数（人／月）	4	4	4	7	9	11
		利用量（人日／月）	120	120	120	215	253	279
	実績	実利用人数（人／月）	5	5	5			
		利用量（人日／月）	141	150	152			
短期入所	計画	実利用人数（人／月）	21	26	31	A 73	78	83
		利用量（人日／月）	168	212	256	1,095	1,170	1,245
	実績	実利用人数（人／月）	15	14	18	B 1	3	6
		利用量（人日／月）	105	68	10	15	45	90

※Aは施設型短期入所、Bは医療型短期入所の見込み

3. 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、家事の課題や料金等の滞納がないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際には訪問・電話・メール等による随時の対応を行う。平成30年度より開始予定。
共同生活援助	主に夜間、地域で共同生活を営む方に、住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間、障害者支援施設へ入所する方に、入浴、排せつ、及び食事等の介護などを行うサービスです。

現状と課題

平成29年10月の時点で市内に共同生活援助を提供する事業所は3か所あります。

施設入所支援を提供する事業所は市内に2か所あるほか、近隣市にもありますが、いずれの施設においても長期間にわたり利用している方がほとんどであるため、今後新たに施設入所を希望する方にとっては、利用待機者登録をしても容易に利用することができないサービスとなっております。

さらに、国の基本指針の中で、平成32年度末における施設入所者数について、平成28年度末時点の施設入所者数の9パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、2パーセント以上を削減することとしています。このため、施設入所支援を利用する方のうち、地域生活への移行が可能と考えられる方への支援が重要となっております。

各年度の見込み量と確保に関する方策

4期計画策定時には、共同生活援助を提供できる事業所が市内に2か所でしたが、その後事業所が3か所に増えた事により、今後は、施設入所支援利用者や精神障害者の地域生活への移行が促進されることが期待されます。そのため、共同生活援助については、現時点で共同生活援助の利用予定がある者の数を含めて利用量を見込み、施設入所支援については、国の基本指針に即して利用量を見込みました。

【居住系サービスの実績と見込】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	計画	利用量（人／月）	45	50	56	45	50	56
	実績	利用量（人／月）	39	41	42			
施設入所支援	計画	利用量（人／月）	70	66	62	70	66	62
	実績	利用量（人／月）	72	73	72			

4. 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。
地域移行支援	福祉施設入所者及び入院中の精神障害者が地域に移行するために必要な住居の確保等に関する相談等を受けることができるサービスです。
地域定着支援	地域生活へ移行した障害者について、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等で対応するサービスです。

現状と課題

相談支援は、一人ひとりの障害の特性等を踏まえたうえで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等が抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細やかにケアマネジメントする機能です。

北茨城市では、自立支援法施行以前から、高齢者を含めたサービスの調整機関として「地域ケアシステム推進事業」を活用しています。また、平成20年度には北茨城市地域自立支援協議会を立ち上げ、障害福祉施策についての検討の場としてきました。

このような中、平成24年4月から地域相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）が始まり、以前にも増して相談支援の重要性が高まっておりますが、市内の計画相談支援事業所は平成29年10月の時点で2か所となっており、在宅・施設入所問わず、計画相談支援利用の普及に関する体制整備が重要な課題となっております。

各年度の見込量と確保に関する方策

地域相談支援のうち、計画相談支援については、サービス等利用計画の作成とその後のモニタリングが主な内容となります。市内の特定相談支援事業所は平成29年10月時点で2か所となっており、指定を希望する事業所等に対して情報提供等の支援を実施し、指定事業所の増加、安定的な利用計画作成体制の整備に努めます。

【相談支援の実績と見込】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	計画	利用量（人）	265	300	335	265	285	305
	実績	利用量（人）	178	221	237			
地域移行支援	計画	利用量（人）	6	8	12	10	10	10
	実績	利用量（人）	0	0	0			
地域定着支援	計画	利用量（人）	2	3	4	2	3	6
	実績	利用量（人）	0	0	0			

第2節 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

ここでは障害福祉サービスと同様に、これまでの各年度における実績及び5期計画推進期間内における各年度の見込量を設定します。

1. 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、市民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

事業の実施に関する考え方及び事業の量の見込

理解促進研修・啓発事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では障害者に対する理解を深める研修会が未開催なため、引き続き地域住民に対して、各種イベント時にパンフレット等の配布を行い、障害者週間にあわせて市広報紙で障害者福祉制度についてお知らせしていくほか、北茨城市地域自立支援協議会等を活用し内容を検討した上で、障害者（児）の理解を深めるための研修会等を開催していきます。

併せて、障害者差別解消法に即した市職員対応要領を平成30年4月以降策定し、全職員対象の研修会実施に取り組みます。

2. 自発的活動支援事業（必須事業）

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

事業の実施に関する考え方及び事業の量の見込

自発的活動支援事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では未実施となっております。北茨城市地域自立支援協議会等で意見を聴取し、5期計画推進期間内において、多くの障害者等やその家族、地域住民等が関われるような事業を実施できるよう努めます。

3. 相談支援事業（必須事業）

サービス名	内容
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い相談支援機能の強化を図ります。 ※機関相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化への取組を行います。また、地域移行・地域定着の促進について、制度の普及啓発や体制整備に係るコーディネートを行います。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、入居契約手続き支援や、生活上の課題に応じた支援の調整を行います。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

相談支援事業は、市が直営で実施しているほか、精神障害の特性を考慮し、精神保健福祉士が配置された指定特定相談支援事業者に委託して実施しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業については、現在未実施となっているため、設置や体制等について5期計画推進期間内において検討していきます。

障害者相談支援事業実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 実施箇所数（所）	2	2	2	2	2	2
【実績】 実施箇所数（所）	2	2	2			

4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部を補助します。

事業実施に関する考え方及び事業の量の見込

成年後見制度利用支援事業については、平成24年4月から必須事業となりましたが、当市では平成21年度より開始しており未だ利用がありません。アンケート調査の結果からも、成年後見人制度について内容まで知っているとは回答した方は約15%、名称は知っているが内容は知らないとは回答した方は約35%となっており、引き続き成年後見人制度の内容周知に加え、制度の周知を図ります。

また、平成24年12月に「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、市では市町村虐待防止センターを中心として関係機関と連携し、虐待事例の未然防止、虐待発生時の迅速な対応、再発防止への取組等が求められています。障害者の権利擁護への取組としても、成年後見人制度の利用支援は重要であり、虐待防止への取組と併せて制度を継続していきます。

成年後見制度利用支援事業実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 利用量（回／年）	1	1	1	1	1	1
【実績】 利用量（回／年）	0	0	0			

5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、実施団体に対する研修等を行い法人後見の活動を支援して障害者お権利擁護を図ります。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

成年後見制度法人後見支援事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では現在未実施となっております。全国的に見ると、成年後見人制度の利用者は増加傾向にあります。また、今後、家族の高齢化や、親族間の関係の希薄化により、第3者後見人の確保が重要な課題となってくることが予想されるため、後見等の業務を適正に行うことができる法人の整備を5期計画推進期間内に進めることに努めていきます。

成年後見制度法人後見支援事業実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
【実績】 実施の有無	未実施	未実施	未実施			

6. 意思疎通支援事業（必須事業）

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

障害者総合支援法の施行により、コミュニケーション支援事業は、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段の概念に幅を持たせるため、意思疎通支援事業に変更されました。今後も制度についての周知を図っていきます。

意思疎通支援事業実績と見込（手話通訳者・要筆記者派遣事業）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 実利用量（件／年）	36	36	36	36	36	36
【実績】 実利用量（件／年）	19	29	20			

※平成29年度（実績）については、平成29年12月末現在

7. 日常生活用具給付等事業（必須事業）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜をはかるため、厚生労働省が定める告示の要件を満たす6種の用具を給付または貸与します。

日常生活用具の種目、用途及び形状（平成18年厚生労働省告示第529号）	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人口喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具その他の障害者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

実施に関する考え方及び事業の量の見込

日常生活用具の給付等については、障害の状態等に応じて柔軟に給付等を実施してきたこれまでの施策を堅持していきます。

各用具の見込量は実績等を考慮し設定しました。

日常生活用具給付等事業実績と見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
介護・訓練支援用具給付等給付量	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	0	1	2			
自立生活支援用具給付等給付量	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	6	1	5			
在宅療養等支援用具給付量	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	5	4	7			
情報・意思疎通支援用具給付量	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	6	4	5			
排せつ管理支援用具給付量	計画	1,418	1,392	1,366	1,400	1,400	1,400
	実績	1,036	1,045	976			
居宅生活動作補助用具給付量	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	1	0	0			

※平成29年度（実績）については、平成29年12月末現在

8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

事業に関する考え方及び事業の量の見込

手話奉仕員養成研修事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では現在未実施となっております。5期計画推進期間中には研修内容等について検討し、手話奉仕員の養成を図ります。

手話奉仕員養成研修事業実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
【実績】 実施の有無	未実施	未実施	未実施			

9. 移動支援事業（必須事業）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

今回のアンケート調査の結果から外出時に困っていることについて、「公共交通機関が少ない」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「発作などの突然の身体の変化が心配」等に「該当する」の回答が多く、障害者のかたが様々な理由で外出時に不便を感じていることがわかりました。平成26年10月の時点で、北茨城市内には移動支援を提供できる事業所は4か所ありますが、利用実績は24年度以降減少傾向にあります。今後は、アンケート調査の結果も踏まえ、事業内容や利用方法についての周知を行うとともに、外出支援に関する様々なニーズに対応できるようガイドライン等の整備を検討します。

移動支援事業実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 利用量（時間）	1,000	1,200	1,400	1,400	1,450	1,500
【計画】 実利用者数（人）	25	30	35	25	30	35
【実績】 利用量（時間）	689	571	293			
【実績】 実利用者数（人）	13	11	11			

10. 地域活動支援センター（必須事業）

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

地域活動支援センターは、３種類に分類されます。（下表参照）

北茨城市心身障害者第１・第２福祉センターはⅡ型に相当し、主に身体障害者及び知的障害者を対象として運営しています。市外にあるⅠ型及びⅢ型のセンターでは、精神障害者を対象にサービスを提供しており、通所に関する交通費の助成を行っておりますが、利用者数が少ないため、今後も交通費の助成を継続するとともに、広報紙等を活用し制度の周知を図ります。

地域活動支援センター分類

センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設です。
センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する施設です。
センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね５年以上有し、安定的な運営が図られている施設です。

地域活動支援センター設置実績と見込

区分		平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度 （見込み）	平成３１年度 （見込み）	平成３２年度 （見込み）
センターⅠ型	計画	１	１	１	１	１	１
	実績	１	１	１			
センターⅡ型	計画	２	２	２	２	２	２
	実績	２	２	２			
センターⅢ型	計画	１	１	１	１	１	１
	実績	１	１	１			

１１．訪問入浴サービス事業（任意事業）

サービス名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

入浴の支援については、生活介護を利用している場合が多いため４ヵ月期計画における見込を下回った実績となっております。しかし、アンケートの集計結果にも利用したいという回答があり、生活介護が利用できない場合等の重要なサービスとして、今後も事業の継続、周知を図ります。

訪問入浴サービス実績と見込

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 実利用者数（人）	3	4	5	3	3	3
【実績】 実利用者数（人）	2	1	2			

12. 日中一時支援事業（任意事業）

サービス名	内容
日中一時支援	障害者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

この事業は、一時的な日中での活動支援を行うものです。平成26年10月の時点で、市内では5か所の事業所がサービスを提供しております。近隣市にも利用可能な事業所があるため、個々の生活状況等に合わせて活用できるよう今後も適正な利用を呼び掛けていきます。

日中一時支援実績と見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
【計画】 利用量（時間）	584	700	818	852	896	923
【計画】 実利用者数（人）	25	30	35	25	30	35
【実績】 利用量（時間）	496	529	362			
【実績】 実利用者数（人）	34	33	27			

13. その他の任意事業

サービス名	内容
更正訓練費給付事業	施設に入所しながら就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方等に厚生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の更正援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより就労に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障害者が就労のために必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害者間の交流を図るとともに、イベント参加等を通して社会参加を促進します。
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待防止の啓発を行うことにより、障害者への虐待を未然に防止し、早期に発見することを目的として、市のイベント会場で「障害者虐待防止キャンペーン」を実施します。

第6章 障害児福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1. 第1期障害児福祉計画策定の目的

本計画は、障害児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障害児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指針を定め、障害の有無にかかわらず、児童がともに成長できるよう、利用ニーズの把握及び提供体制の整備について基本的な指針を示し、本市における障害児を対象とした通所支援等のサービスを希望する障害児が、希望に沿ったサービスの提供や、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障害児の受入れ体制の整備を行うことを目的とします。

第2節 計画の位置付け

1. 計画策定の根拠となる法令

障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」をふまえ、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき市町村が策定するものです。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条19第1項

2. 北茨城市の計画との関係

第1期障害児福祉計画は、福祉関係施策を総合的に推進するための北茨城市地域福祉計画第5期の基本理念等と整合性を図り、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和の保たれたかたちで策定します。

第3節 計画の策定体制

第1期障害児福祉期計画の策定にあたっては、以下の体制で行いました。

北茨城市障害児福祉計画（第1期）は、事業者、福祉、保健、雇用・就労、教育の各担当者を委員とした北茨城市地域自立支援協議会で意見を聴取し、内容に反映させました。

また、身体・療育・精神の各種障害者手帳をお持ちの児童、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの児童の計89人に対し、郵送により生活状況及びサービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。

あわせて、市内の全認定こども園・保育所（園）に対し、郵送により障害児の支援状況や支援に関する必要なサポート等についてアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査概要】

○障害児

- ・調査期間：平成29年12月～平成30年1月
- ・調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者計89人
- ・調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）
- ・回収結果：回収数38票（回収率42%）（平成30年3月1日現在）

○認定こども園・保育所（園）

- ・調査期間：平成29年12月～平成30年1月
- ・調査対象：市内の全認定こども・保育所（園） 計9事業所
- ・調査方法：郵送による配布、回収。
- ・回収結果：回収数9票（回収率100%）（平成30年3月1日現在）

第7章 障害児福祉計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

1. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本院の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児入所支援及び障害児相談支援について、障害種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

第1期障害児福祉計画では、障害児支援について、支援のための基盤整備が求められています。子ども・子育て支援法第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえた上で、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、効果的な支援を身近で提供する体制の整備に努めます。

1. 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、児童発達支援センターなど、地域における支援体制の整備を進めます。

2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児の支援にあたっては、その成長過程に応じ保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携が必要となります。就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が連携し、市の関係部署や教育委員会との連絡体制を確保し、支援が滞りなく継続できるよう努めます。

3. 地域社会への参加・包容の推進

既に幼稚園・保育所へは市・特別支援学校から訪問等行い、障害児の支援にかかる相談を受け、日頃の円滑な支援に役立てているところではあります。今後はこれらに加え、保育所等訪問支援を活用して障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場で支援に協力できるような体制を構築することにより地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童に対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が円滑に引き継がれるよう、地域における課題整理や資源開発を行い、支援体制の充実を図ります。また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児の支援にあたる人材育成を推進します。

既存の協議の場を活用し、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等が共通の相互理解に基づき、対象児童のための支援を総合的に提供できるような体制を構築することに努めます。

第3節 障害児相談支援等の提供体制確保に関する基本的な考え方

障害児相談支援は、障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関を繋ぐ中心的な役割を担っています。障害者相談支援と同様に、障害児相談支援においても、質の確保及びその向上を図ることに努めます。

第8章 障害児支援の提供体制の確保に係る成果目標

第1節 障害児支援の提供体制の整備

1. 児童発達支援センターの設置目標

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することとします。なお、市単独での設置が困難な場合には圏域内での設置を検討します。

平成32年度末時点における児童発達支援センターの設置目標	1カ所
------------------------------	-----

2. 保育所等訪問支援の実施目標

障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、市内もしくは圏域内に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問事業を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。なお、平成29年度末時点で保育所等訪問支援利用者は0名でしたので、平成32年度末時点における利用者を1人とします。

平成32年度末の時点における保育所等訪問支援利用者目標	1人
-----------------------------	----

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保目標

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保します。なお、市単独での設置が困難な場合には圏域内での設置を検討します。

平成32年度末の時点における

主に重症心身障害者を支援する児童発達支援事業所数目標	1カ所
主に重症心身障害者を支援する放課後等デイサービス事業所数目標	1カ所

4. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置目標

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、福祉、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。なお、市単独での設置が困難な場合には圏域内での設置を検討します。

第9章 障害福祉サービス等の見込量

1. 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体意及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用を予定する障害児が、保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を必要とする場合に、経験豊富な児童指導員や保育士が当該保育所等を訪問し、障害児への支援及び当該保育所等のスタッフへの支援を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、当該児童の身体意及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うとともに、身体状況により治療も行うサービスです。

現状と課題

平成24年4月から児童福祉法に基づいて決定される障害児通所支援がはじまりました。障害者自立支援法を根拠法としていた平成24年3月までは、市内に児童デイサービスを提供できる事業所はありませんでしたが、現在、市内に障害児通所支援を提供する事業所は3か所あり、サービス利用者も増加傾向にあります。

保育所等訪問支援については、市内また近隣にもサービスを提供できる事業所がなく、利用実績もありません。今後は障害児の保護者等に対して同サービスについての情報提供を行い、そのニーズについて事業所へ働きかける等して体制の整備に努めます。

各年度の見込量と確保に関する方策

国の指針によれば、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る事が重要であり、障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。これに即して北茨城市では、放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるため、早期療育支援システムや北茨城市要保護児童対策地域協議会等の専門機関との連携を強化し、サ

ービスの安定的供給体制の確保に努めます。また、幼稚園・保育所対象のアンケート結果では、障害児の支援のため保育所等訪問支援を活用したい事業所が多数あり、潜在的なニーズがあることが分かりました。障害児や家族、その他支援機関のニーズに対応するため、既に障害児通所支援を提供する近隣事業所等に情報提供を行い、福祉資源の充実を図ります。

【障害児通所支援実績と見込】

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	計画	実利用人数（人／月）	4	6	8	1	2	3
		利用量（人日／月）	40	60	80	20	40	60
	実績	実利用人数（人／月）	4	1	0			
		利用量（人日／月）	17	1	0			
放課後等デイサービス	計画	実利用人数（人／月）	46	53	60	35	38	41
		利用量（人日／月）	598	689	780	2992	3249	3505
	実績	実利用人数（人／月）	27	29	29			
		利用量（人日／月）	334	365	337			
保育所等訪問支援	計画	実利用人数（人／月）	0	1	2	1	2	3
		利用量（人日／月）	0	10	20	10	20	30
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0			
		利用量（人日／月）	0	0	0			
医療型児童発達支援	計画	実利用人数（人／月）	0	0	1	1	2	3
		利用量（人日／月）	0	0	10	10	20	30
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0			
		利用量（人日／月）	0	0	0			

2. 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児が、障害児通所支援等を利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。

現状と課題

平成29年10月時点で、北茨城市内の障害児相談支援事業所は2か所となっており、障害児に対して充実した相談支援体制確保のための方策を検討する必要があります。

す。また、保育、教育機関等との連携を図り、個々の異なる状況を踏まえ、利用者本人の実態に即した良質な相談支援を安定的に供給できるよう努めます。

各年度の見込量と確保に関する方策

北茨城市では、障害児通所支援事業の利用者はほぼ横ばい傾向にありますが、利用に関する相談は増加傾向にあります。障害児相談支援事業の重要性も高まっており、教育、保育等の関係機関と連携した支援を提供できるよう事業所へ広く働きかけを行い、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

【障害児相談支援の実績と見込】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	利用量（人）	32	37	36	40	45	50

参考資料

1. アンケート結果について

平成29年10月1日の時点において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方及び北茨城市難病見舞金を受給されている方の中から、無作為に抽出しアンケート調査を行いました。併せて、障害者（児）の支援を行う障害福祉サービス事業所及び市内の認定こども園・保育所（園）にもアンケート調査を行いました。

ここでは、代表的な質問に対する回答についてお知らせします。

1. 障害者に対するアンケート結果

① アンケートに答えるのは誰ですか

本人	75.1 %
家族	17.2 %
施設・病院職員	0.2 %
その他	1.7 %
無回答	5.7 %

② 身体障害手の等級は

1級	18.4 %
2級	7.2 %
3級	11.7 %
4級	15.4 %
5級	1.5 %
6級	2.2 %
無回答	43.5 %

②-1 障害の内容

肢体不自由	23.4 %
内部障害	21.7 %
視覚障害	4.3 %
聴覚、平行機能障害	4.1 %
音声・言語・そしゃく機能障害	1.7 %
無回答	44.9 %

②-2 障害の原因

疾病	35.1 %
先天性（生まれつき）	4.5 %
労働災害	3.2 %
交通事故	1.2 %
その他	3.2 %
無回答	52.7 %

③ 療育手帳の等級

○A	1.7 %
A	5.7 %
B	6.0 %
C	2.5 %
無回答	84.1 %

③-1 精神保健福祉手帳の等級

1級	1.7 %
2級	5.7 %
3級	6.7 %
無回答	86.6 %

④ 難病認定を受けていますか

はい	12.4 %
いいえ	67.2 %
無回答	20.4 %

⑤ 自立支援医療（精神通院）を受けていますか

はい	21.1 %
いいえ	59.7 %
無回答	19.2 %

⑥ 介護保険法の要介護認定を受けていますか

はい	13.9 %
いいえ	64.4 %
無回答	21.6 %

⑥-1 その介護度は

要支援1	0.5 %
要支援2	2.2 %
要介護1	0.7 %
要介護2	4.7 %
要介護3	1.5 %
要介護4	2.2 %
要介護5	1.2 %
非該当	0.0 %
無回答	86.8 %

⑦ 障害者総合支援法の障害支援区分認定を受けていますか

はい	8.2 %
いいえ	67.7 %
無回答	24.1 %

⑦-1 その区分は

区分1	1.0 %
区分2	3.5 %
区分3	1.5 %
区分4	0.7 %
区分5	0.2 %
区分6	0.0 %
非該当	0.0 %
無回答	93.0 %

⑧ 現在、どのように暮らしていますか

自宅で家族と暮らしている	77.4 %
自宅で一人暮らし	11.2 %
グループホームで生活	3.5 %
福祉施設で暮らしている	2.7 %
病院に長期入院中	2.7 %
その他	0.5 %
無回答	2.0 %

⑧-1 誰と暮らしていますか

配偶者	29.5 %
親	20.0 %
子ども	17.9 %
兄弟または姉妹	9.3 %
孫	4.2 %
祖父母	1.5 %
その他	1.5 %
無回答	16.2 %

⑧-2 今後、どのような暮らしがしたいですか

今のまま生活したい	58.7 %
家族と在宅で生活したい	17.4 %
将来的は施設に入所したい	6.5 %
将来的はグループホームで生活したい	4.2 %
一般住宅で一人暮らししたい	4.0 %
その他	2.7 %
無回答	6.5 %

⑨ 現在、支援を必要としていますか

はい	34.3 %
いいえ	62.2 %
無回答	3.5 %

⑨-1 支援を必要とする項目は

家事（掃除・洗濯・調理）	12.4 %
買い物	12.0 %
外出	10.0 %
お金の管理	9.3 %
入浴・食事・排泄	8.2 %
緊急時の相談	6.6 %
支援者とのコミュニケーション	5.6 %
その他	1.6 %
無回答	34.3 %

⑩ 生活していく上で、収入は何ですか

年金・特別障害者手当など	50.9 %
同居家族の給与・援助	15.9 %
勤め先の給与・賃金	14.5 %
通所施設・作業所の工賃	5.3 %
事業収入（自営業など）	3.3 %
別居家族・親戚の援助	1.4 %
財産収入（家賃など）	1.2 %
その他	3.5 %
無回答	3.9 %

⑪ 成年後見制度を知っていますか

名称だけは知っている	34.6 %
まったく知らない	34.1 %
内容まで知っている	15.2 %
無回答	16.2 %

⑪-1 成年後見制度を活用したいと
思いますか

活用したいと思わない	28.1 %
将来的には活用したい	19.2 %
活用したいと思う	3.7 %
わからない	37.6 %
無回答	11.4 %

⑫ 障害を理由とする差別を受けたことが
ありますか

ある	10.9 %
ない	70.1 %
無回答	18.9 %

⑫-1 障害者差別解消法を知っていますか

知っている	14.7 %
知らない	73.1 %
無回答	12.2 %

⑬ 現在、悩んでいることは何ですか

自分の健康や治療のこと	15.7 %	話し相手がいないこと	3.5 %
経済的なこと	12.3 %	住まいのこと	3.3 %
介助や介護のこと	6.0 %	職場や施設内の人間関係	2.9 %
緊急時や災害時のこと	6.0 %	恋愛や結婚のこと	2.6 %
仕事や結婚のこと	5.4 %	就学や進学のこと	0.5 %
外出や移動のこと	5.1 %	その他	1.9 %
家事のこと	4.6 %	特になし	16.9 %
家族や地域での人間関係	3.9 %	無回答	5.5 %
福祉等の情報収集のこと	3.8 %		

⑬-1 悩みを相談する相手は誰（どこ）ですか

家族・親戚	44.8 %
友人・知人	13.4 %
医療機関	13.1 %
福祉施設・サービス事業所	6.9 %
市役所関係課職員	4.5 %
相談する相手がいない	3.2 %
学校・職場	2.2 %
民生委員・児童委員	1.1 %
公共職業安定所	1.1 %
相談支援事業者	1.1 %
ホームヘルパー	0.9 %
保健福祉センター	0.8 %
児童相談所	0.0 %
その他	1.8 %
無回答	5.1 %

⑬-2 相談相手に求めることは

いつでも相談できる	24.1 %
専門的人材がいる	22.2 %
プライバシーの配慮ができる	16.1 %
慣れた人で共感してくれる	13.3 %
身近ですぐ相談できる	12.4 %
その他	1.5 %
無回答	10.4 %

⑭ どれくらい外出しますか

毎日	23.1 %
週5-6日くらい	16.9 %
週3-4日くらい	19.4 %
週1-2日くらい	15.7 %
月に2-3回（不定期）	11.2 %
ほとんど外出しない	9.2 %
その他	0.7 %
無回答	3.7 %

⑭-1 外出する場合の主な手段は

自家用車（本人・家族）	51.0 %
徒歩	14.2 %
路線バス・電車	10.1 %
施設・病院の送迎車	7.2 %
自転車・バイク	6.8 %
タクシー	6.3 %
その他	1.4 %
無回答	2.9 %

⑭-2 外出は誰と一緒にですか

一人で外出	32.6 %
配偶者	27.9 %
父母・祖父母・兄弟姉妹	19.7 %
子ども	9.2 %
ホームヘルパー・施設職員	4.5 %
その他の人（ボランティア）	1.2 %
無回答	5.0 %

⑭-3 外出するときに困ることは

公共交通機関が少ない	16.6 %
外出にお金がかかる	11.3 %
道路や駅の階段や段差が多い	9.9 %
発作などの突然の身体の変化	8.1 %
困ったときどうすればいいか	6.8 %
電車・バスの乗降が困難	6.0 %
外出先の建物の設備	5.7 %
周囲の目が気になる	5.0 %
切符の買い方や乗換え方法	3.6 %
介助者が確保できない	2.6 %
その他	3.7 %
無回答	20.6 %

⑮ 災害時、ひとりで避難できますか

できる	50.2 %
できない	26.6 %
わからない	17.2 %
無回答	6.0 %

⑮-1 近所に助けてくれる人はいますか

いる	32.6 %
いない	28.4 %
わからない	29.4 %
無回答	9.7 %

⑮-2 避難行動要支援者名簿登録制度を知っていますか

知っている	10.0 %
知らない	79.1 %
無回答	10.9 %

⑮-3 災害時に困ることは何ですか

投薬・治療が受けられない	21.6 %	救助を求めることができない	7.6 %
避難所の設備・生活環境が不安	18.4 %	補装具・日常生活用具の入手が困難	5.3 %
安全なところまで避難できない	16.1 %	補装具の利用が困難	3.2 %
情報入手が難しい	11.0 %	無回答	9.0 %
周囲とコミュニケーションがとれない	7.9 %		

⑯ 誰かの介護を受けていますか

はい	28.4 %
いいえ	60.7 %
無回答	10.9 %

⑯-1 介護しているのは誰ですか

配偶者	8.2 %
親	6.2 %
子ども	4.2 %
ホームヘルパー・施設職員	4.2 %
兄弟姉妹	2.0 %
孫	0.0 %
その他	0.7 %
無回答	74.4 %

⑯-2 介護している人の年齢は

20歳未満	0.0 %
20歳代	0.0 %
30歳代	1.2 %
40歳代	2.2 %
50歳代	6.2 %
60歳代	6.5 %
70歳代	4.5 %
80歳代以上	3.5 %
無回答	75.9 %

⑯-3 介護している人の就業状況は

働いていない	11.7 %
常勤で働いている	7.5 %
アルバイト・パート	3.7 %
自営業	1.0 %
その他	0.7 %
無回答	75.4 %

⑯-4 介護者が悩んでいることは

介護を受けている方のこと（全般）	20.1 %	話し相手がいない	1.5 %
自身の健康や治療について	10.1 %	福祉の情報収集について	1.0 %
経済的なこと	5.8 %	特になし	1.9 %
緊急時は災害時のこと	5.5 %	無回答	51.3 %
人間関係について（家族・職場等）	2.9 %		

⑩-5 介護者が相談する相手は誰ですか

家族・親戚	14.9 %	民生委員・児童委員	0.8 %
福祉施設・サービス事業所	5.8 %	ホームヘルパー	0.6 %
友人・知人	4.6 %	学校・職場	0.4 %
医療機関	3.5 %	保健福祉センター	0.4 %
市役所関係課職員	1.9 %	児童相談所	0.0 %
相談支援事業者	1.5 %	その他	1.0 %
相談する先がわからない	1.5 %	無回答	63.1 %

⑪ (障害者本人) 仕事をしていますか

はい	25.9 %
いいえ	65.4 %
無回答	8.7 %

⑪-1 どのように働いていますか

アルバイト・パート職員	8.5 %
正社員・正職員として働いている	8.2 %
自営業	3.5 %
施設・作業所(福祉的就労)	2.7 %
内職・自営業の手伝い	1.0 %
その他	1.7 %
無回答	74.4 %

⑪-2 仕事をしていない理由は

高齢だから	28.9 %
障害によりできる仕事がない	22.8 %
仕事をする必要がない	4.0 %
就職活動中だが仕事が見つからない	3.5 %
休職中・職業訓練中	1.6 %
就労の相談先がわからない	0.7 %
その他	3.8 %
無回答	34.7 %

⑪-3 障害者が仕事をする上で必要なことは

職場の障害に対する理解	16.9 %
短時間勤務・勤務日数の配慮	14.8 %
通勤手段の確保	12.9 %
勤務場所のバリアフリーの配慮	9.6 %
在宅勤務の拡充	7.0 %
職場での介助・援助	5.5 %
職場と支援機関の連携	4.2 %
職場外での相談対応・支援	3.0 %
企業ニーズにあった就労訓練	1.5 %
その他	0.6 %
無回答	24.1 %

2. 障害児に対するアンケート結果

① 身体障害者の等級は

1級	26.3 %
2級	2.6 %
3級	2.6 %
4級	0.0 %
5級	0.0 %
6級	0.0 %
無回答	68.4 %

①-1 障害の内容

肢体不自由	18.4 %
音声・言語・そしゃく機能障害	5.3 %
視覚障害	2.6 %
聴覚、平行機能障害	2.6 %
内部障害	0.0 %
無回答	71.1 %

①-2 障害の原因

先天性（生まれつき）	21.1 %
疾病	2.6 %
交通事故	2.6 %
その他	0.0 %
無回答	73.7 %

② 療育手帳の等級は

〇A	2.6 %
A	10.5 %
B	23.7 %
C	28.9 %
無回答	34.2 %

③ 難病認定を受けていますか

はい	7.9 %
いいえ	89.5 %
無回答	2.6 %

④ 発達障害の診断を受けていますか

はい	60.5 %
いいえ	36.8 %
無回答	2.6 %

⑤ 障害者総合支援法の障害支援区分認定を受けていますか

はい	7.9 %
いいえ	71.1 %
無回答	21.1 %

⑤-1 その区分は

区分1	2.6 %
区分2	2.6 %
区分3	0.0 %
区分4	0.0 %
区分5	0.0 %
区分6	0.0 %
非該当	0.0 %
無回答	94.7 %

⑥ 現在、どのように暮らしていますか

自宅で家族と暮らしている	94.7 %
福祉施設で暮らしている	5.3 %
病院に長期入院中	0.0 %
その他	0.0 %
無回答	0.0 %

⑥-1 誰と暮らしていますか

両親・兄弟姉妹	42.1 %
両親	23.7 %
両親・兄弟姉妹・祖父母	21.1 %
両親・祖父母	7.9 %
祖父母	0.0 %
兄弟姉妹	0.0 %
その他	0.0 %
無回答	5.3 %

⑥-2 今後どのような暮らしがしたいですか

(1) 家族と在宅で生活したい	52.6 %
(2) 一般住宅で一人暮らししたい	15.8 %
(3) 将来的は施設に入所したい	10.5 %
(4) 将来的はグループホームで生活したい	5.3 %
(5) その他	7.9 %
(6) 無回答	7.9 %

⑦ 現在、支援を必要としていますか

はい	57.9 %
いいえ	39.5 %
無回答	2.6 %

⑦-1 支援を必要とする項目は

外出	6.4 %
お金の管理	6.0 %
家事（掃除・洗濯・調理）	5.6 %
買い物	5.6 %
入浴・食事・排泄	4.9 %
緊急時の相談	4.9 %
支援者とのコミュニケーション	4.1 %
その他	0.0 %
無回答	62.4 %

⑧ 将来日常生活に支援を必要としますか

はい	68.4 %
いいえ	21.1 %
無回答	10.5 %

⑧-1 将来、支援を必要とする項目は

緊急時の相談	7.6 %
家事（掃除・洗濯・調理）	6.2 %
買い物	6.2 %
外出	6.2 %
お金の管理	5.9 %
支援者とのコミュニケーション	5.9 %
入浴・食事・排泄	4.6 %
その他	0.0 %
無回答	57.2 %

⑨ 成年後見制度を知っていますか

まったく知らない	44.7 %
名称だけは知っている	42.1 %
内容まで知っている	10.5 %
無回答	2.6 %

⑨-1 将来、成年後見制度を活用したいと
思いますか

将来的には活用したい	34.2 %
活用したいと思う	18.4 %
活用したいと思わない	10.5 %
わからない	36.8 %
無回答	0.0 %

⑩ 障害を理由とする差別を受けたことがありますか

ある	23.7 %
ない	68.4 %
無回答	7.9 %

⑩-1 障害者差別解消法を知っていますか

知っている	7.9 %
知らない	86.8 %
無回答	5.3 %

⑪ 現在、悩んでいることは何ですか

仕事や就職のこと	3.0 %	住まいのこと	1.2 %
就学や進学のこと	2.4 %	家族や地域での人間関係	1.0 %
福祉等の情報収集のこと	2.2 %	恋愛や結婚のこと	1.0 %
経済的なこと	2.0 %	話し相手がいらないこと	0.8 %
緊急時や災害時のこと	2.0 %	職場や施設内の人間関係	0.2 %
外出や移動のこと	1.8 %	その他	0.2 %
自分の健康や治療のこと	1.4 %	特になし	0.6 %
介助や介護のこと	1.4 %	無回答	77.3 %
家事のこと	1.2 %		

⑪-1 悩みを相談する相手は誰（どこ）ですか

家族・親戚	14.2 %
学校・職場	7.6 %
医療機関	5.3 %
福祉施設・サービス事業所	2.7 %
友人・知人	0.9 %
相談する相手がいらない	0.9 %
児童相談所	0.9 %
相談支援事業者	0.4 %
保健福祉センター	0.4 %
市役所関係課職員	0.0 %
民生委員・児童委員	0.0 %
ホームヘルパー	0.0 %
その他	0.4 %
無回答	66.2 %

⑪-2 相談相手に求めることは

いつでも相談できる	10.5 %
専門的人材がいる	10.1 %
慣れた人で共感してくれる	7.9 %
身近ですぐ相談できる	7.5 %
プライバシーの配慮ができる	7.0 %
その他	0.0 %
無回答	57.0 %

⑫ どれぐらい外出しますか

毎日	42.1 %
週5-6日くらい	44.7 %
週3-4日くらい	2.6 %
週1-2日くらい	5.3 %
月に2-3回（不定期）	2.6 %
ほとんど外出しない	2.6 %
その他	0.0 %
無回答	0.0 %

⑫-1 外出する場合の主な手段は

自家用車（本人・家族）	13.5 %
徒歩	4.5 %
路線バス・電車	3.4 %
施設・病院の送迎車	3.4 %
自転車・バイク	1.5 %
タクシー	0.0 %
その他	0.8 %
無回答	72.9 %

⑫-2 外出は誰と一緒にですか

父母・祖父母・兄弟姉妹	92.1 %
一人で外出	5.3 %
ホームヘルパー・施設職員	0.0 %
その他の人（ボランティア）	0.0 %
無回答	2.6 %

⑬ 通っている保育所・学校等に望むこと

障害・発達過程にあわせた支援	15.1 %
生活訓練などの専門的な支援	4.1 %
送迎	4.1 %
投薬や喀痰吸引（医療的支援）	0.8 %
その他	0.0 %
無回答	75.9 %

⑭ 災害時、ひとりで避難できますか

できる	18.4 %
できない	63.2 %
わからない	13.2 %
無回答	5.3 %

⑭-2 避難行動要支援者名簿登録制度を知っていますか

知っている	5.3 %
知らない	92.1 %
無回答	2.6 %

⑭-3 災害時、困ることは何ですか

安全なところまで避難できない	9.4 %	投薬・治療が受けられない	4.9 %
避難所の設備・生活環境が不安	8.3 %	補装具・日常生活用具の入手が困難	3.0 %
情報入手が難しい	7.5 %	補装具の利用が困難	0.8 %
周囲とコミュニケーションがとれない	7.5 %	無回答	52.6 %
救助を求めることができない	6.0 %		

⑮ 誰かの介護を受けていますか

はい	42.1 %
いいえ	50.0 %
無回答	7.9 %

⑫-3 外出する時に困ることは

公共交通機関が少ない	4.5 %
困ったときどうすればいいかわからない	2.9 %
道路や駅の階段や段差が多い	1.7 %
外出先の建物の設備	1.7 %
周囲の目が気になる	1.4 %
切符の買い方や乗換え方法	1.4 %
発作などの突然の身体の変化	1.2 %
電車・バスの乗降が困難	1.0 %
介助者が確保できない	1.0 %
外出にお金がかかる	0.7 %
その他	0.5 %
無回答	82.0 %

⑭-1 近所に助けてくれる人はいますか

いる	10.5 %
いない	52.6 %
わからない	31.6 %
無回答	5.3 %

⑮-1 介護をしているのは誰ですか

親	36.8 %
子ども	2.6 %
ホームヘルパー・施設職員	2.6 %
その他	0.0 %
無回答	57.9 %

⑮-2 介護している人の就業状況は

働いていない	23.7 %
常勤で働いている	7.9 %
アルバイト・パート	7.9 %
自営業	2.6 %
その他	0.0 %
無回答	57.9 %

⑮-3 介護者が悩んでいることは

介護している子どものこと（全般）	10.7 %
経済的なこと	2.9 %
緊急時は災害時のこと	2.6 %
福祉の情報収集について	1.8 %
自身の健康や治療について	1.1 %
人間関係について（家族・職場等）	0.8 %
話し相手がいない	0.0 %
特になし	0.0 %
無回答	80.0 %

⑮-4 介護者が相談する相手は誰ですか

家族・親戚	8.4 %
福祉施設・サービス事業所	3.7 %
友人・知人	3.7 %
学校・職場	3.7 %
医療機関	3.2 %
相談する先がわからない	0.5 %
民生委員・児童委員	0.5 %
ホームヘルパー	0.5 %
児童相談所	0.5 %
市役所関係課職員	0.0 %
相談支援事業者	0.0 %
保健福祉センター	0.0 %
無回答	75.3 %

⑮-5 相談相手に求めることは

専門的人材がいる	5.3 %
慣れた人で共感してくれる	5.3 %
いつでも相談できる	4.4 %
フライングの配慮ができる	3.9 %
身近ですぐ相談できる	3.1 %
その他	0.0 %
無回答	78.1 %

⑯ 将来、働きたいと思いますか

はい	65.8 %
いいえ	0.0 %
わからない	28.9 %
無回答	5.3 %

⑯-1 どのように働きたいですか

正社員・正職員として働いている	36.8 %
施設・作業所（福祉的就労）	18.4 %
アルバイト・パート職員	5.3 %
内職・自営業の手伝い	2.6 %
自営業	0.0 %
その他	0.0 %
無回答	36.8 %

⑯-2 障害のある人の仕事に関して必要なことは

職場の障害に対する理解	17.1 %	職場での介助・援助	4.6 %
通勤手段の確保	13.8 %	企業ニーズにあった就労訓練	3.3 %
職場と支援機関の連携	8.6 %	職場外での相談対応・支援	2.0 %
短時間勤務・勤務日数の配慮	6.6 %	その他	0.0 %
在宅勤務の拡充	6.6 %	無回答	32.2 %
勤務場所のバリアフリーの配慮	5.3 %		

3. 障害福祉サービス事業所に対するアンケート結果

① 新規サービスを実施するにあたっての課題は

人材確保	34.6 %
利用ニーズ把握	19.2 %
資金の繰り出し	15.4 %
職員の理解	11.5 %
場所の確保	7.7 %
その他	0.0 %
無回答	11.5 %

② 利用者から受けた相談・苦情内容は

支援者の態度や言葉使い	21.7 %
支援者の支援方法・技術・経験	13.0 %
サービスの内容	13.0 %
事業所との契約・手続き	8.7 %
送迎	8.7 %
利用料金	4.3 %
他事業所との連携について	0.0 %
その他	8.7 %
なし	21.7 %

③ サービスの新規利用にかかる相談は

あり	85.7 %
なし	0.0 %
無回答	14.3 %

③-1 新規利用の相談に対する対応は

対応できている	42.9 %
対応できていない	28.6 %
無回答	28.6 %

④ 苦情相談マニュアルについて

作成済み	64.3 %
作成中	7.1 %
未作成	21.4 %
無回答	7.1 %

④-1 苦情を取り入れるための取り組みは

本人・家族との面談	36.0 %
利用者ごとに連絡帳を作成	24.0 %
アンケート調査の実施	20.0 %
その他	8.0 %
行っていない	12.0 %

⑤ 事故発生時マニュアルについて

作成済み	57.1 %
作成中	14.3 %
未作成	14.3 %
無回答	14.3 %

⑥ 災害発生時マニュアルについて

作成済み	42.9 %
作成中	21.4 %
未作成	14.3 %
無回答	21.4 %

⑦ 障害者虐待防止の取り組みについて

啓発物の掲示	21.1 %
虐待防止に関する研修を受講	15.8 %
研修・勉強会の実施	15.8 %
実施していない	15.8 %
虐待防止に関する担当者を決めている	10.5 %
事業所独自のマニュアルを作成	5.3 %
その他	0.0 %
無回答	15.8 %

⑦-1 利用者の虐待（疑い）の確認

ない	92.9 %
身体的虐待	7.1 %
性的虐待	0.0 %
心理的虐待	0.0 %
ネグレクト	0.0 %
経済的虐待	0.0 %

4. 保育所・認定こども園に対するアンケート結果

① 過去３年間の障害児支援の実績について

支援実績あり	62.5 %
支援実績なし	37.5 %

② 障害児の入園希望に関する対応について

対応不可としたことがある	25.0 %
対応不可としたことがない	75.0 %

③ 障害児の支援方法について連携した機関

市役所	63.7 %
児童相談所	9.1 %
障害福祉サービス事業所	0.0 %
その他	0.0 %
連携したことはない	27.3 %

④ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の 障害児支援について

支援実績あり	62.5 %
支援実績なし	25.0 %
無回答	12.5 %

④-1 児童クラブにおける障害者の利用希望者の 対応について

対応不可としたことがある	37.5 %
対応不可としたことがない	25.0 %
無回答	37.5 %

④-2 障害児の支援方法について連携した機関

市役所	33.3 %
障害福祉サービス事業所	0.0 %
児童相談所	0.0 %
その他	0.0 %
連携したことはない	66.7 %

⑤ 放課後デイサービスを知っていますか

知っている	62.5 %
名称だけ知っている	12.5 %
知らない	12.5 %
無回答	12.5 %

⑥ 保育所等訪問支援事業を知っていますか

知っている	62.5 %
名称だけ知っている	12.5 %
知らない	12.5 %
無回答	12.5 %

⑥-1 保育所等訪問支援事業を 活動したいですか

活用したい	62.5 %
活用しない	12.5 %
無回答	25.0 %